

# Common Sense Press

vol.012

Apr.2015

本稿は2015年4月1日～4日のミャンマー視察（日本ミャンマー協会主催）における、ミャンマー政府首脳との会見抄録です。

【contents】

【会見抄録1】 ウィン・シェイン財務大臣

【会見抄録2】 ウィン・ミン商業大臣

【会見抄録3】 テイン・テイン・ テー保健副大臣

【会見抄録4】 エー・ミン労働・雇用・社会福祉大臣

【会見抄録5】 建設省幹部

【会見抄録1】

**ウィン・シェイン財務大臣**

日時：2015年4月2日

場所：ネピドー

ミャンマー側同席：マウン・マウン・テイン副大臣、マウン・マウン・ウィン予算局長、テッ・トゥッ・アウン内国歳入局課長、ミン・トゥ大臣室長、ウィン・コー大臣室国際関係部長

**仙谷由人日本ミャンマー協会理事長代行** 貴大臣の尽力により、このたび日本の3メガバンク（三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行）の支店を開設できることに感謝申し上げます。3行は、自身の商売だけではなく、ミャンマー経済の成長のために貢献していく。現在、支店開設準備中の邦銀関係者は、ミャンマーの銀行員に対し、融資審査能力の向上のための研修を実施している。しかし、邦銀からも会計事務所からも、当地には会計を熟知した人材が乏しいと聞いている。中長

期的な発展のためには、簿記能力の向上が必須だろう。

そこで、JICAの協力によって設置されているミャンマー日本人材開発センター内にて、商業簿記と財務諸表を教える学校を開設してはいかがか。日本の商工会議所連盟、経済界、政府、JICAが協力していく。商業省にはすでにお願ひし、UMFCCI（ミャンマー商工会議所連合会）にもお願ひするが、財務省としてもぜひ検討してほしい。簿記は企業経営、金融、財務の基礎となるものであり、それを公認会計士と税理士が支えることとなる。日商は簿記検定を1～3級まで定めている。適切な財務諸表の作成は、適切な徴税につながる。

ティラワSEZ（経済特別区）にて日本企業が操業するにあたり、商業税が課されることとなったと承知しているが、SEZ内の土地リース料や建物の建設費用にも商業税がかけられるのか。また、SEZ内とヤンゴン市内の取引についても商業税がかけられるのか。

現在、外国保険会社のミャンマーへの参入はまだ認められておらず、国内民間保険会社も火災保険、包括自動車保険、輸送・保管中現金保険、身元保証保険、そして生命保険以外の保険の取り扱いは認められていないため、外国企業にとって、実質的に使える保険がない状態にある。保険業を外資に全面開放するか、少なくともティラワSEZに進出する企業の活動における損害が填補されるようお願いしたい。日本の金融庁には、ミャンマー財務省の保険担当と協議を行うよう伝えておく。私が懸念しているのは、よく分からない内に何かが起こって非常に困惑する事態になることである。

**ウィン・シェイン財務大臣** 会計・簿記の能力向上は我が国の商業の発展に資するものである。しかし、直接の担当は財務省ではなく、会計検査院又は国家計画・経済開発省であると思われるため、そちらともぜひお話いただきたい。

商業税については、建設業に対しては3%課税（在緬日本大使注：2015/16年度租税法に

よれば5%、また商業税率は一般的に5%)と  
いうことで、議会が既に承認している。SEZ  
法でよりSEZ内では基本的に免税となるよう  
定められていたが、商業税が今後課税される  
こととなる。また、保険については、SEZ内  
に限り、外国保険会社に開放されることとなっ  
ている。

**仙谷理事長代行** 保険業はSEZ内に限って開  
放と言うが、SEZ内でビジネスが完了するこ  
とはなく、たとえば、SEZ内で操業する企業  
も、一部はヤンゴン市内に事務所を構えるこ  
とになる。どこまでが開放の対象なのかを明  
確化する必要があると考える。

交通事故の発生は、避けることができない  
ものであるため、日本では強制保険と上乗せ  
保険が存在している。一方、当地国営保険公  
社「ミャンマ・インシュランス」の保険は、  
保険金の額が低すぎるなどの理由から実効性  
に乏しい。保険料率が定まっていなくても聞  
いており、現状のままでは、ティラワSEZ内  
の工場にヤンゴン市内から通勤する労働者が  
SEZ外にて交通事故に遭遇し、何らかの損害  
を負った場合、いかに填補されるのかが不明  
である。

**マウン・マウン・テイン財務副大臣** 当地に  
進出している日本企業は商業税および保険業  
の外資開放の範囲については熟知しており、  
すでに安心して投資できる環境にある。また、  
「ミャンマ・インシュランス」は従来から、  
第三者賠償保険、船舶・航空保険、包括自動  
車保険などの主要な保険を取り扱っている。

**仙谷理事長代行** ティラワSEZ内の土地リー  
ス料（土地リースのプレミアムの支払いと月々  
のレンタル料）および建物の建設に対して商  
業税はかかるのか。これらは金額が大きいた  
め、ぜひ明確化して頂きたい。

日本企業はミャンマーへの本格進出に踏み  
切るに当たり、様々なリスクを懸念するよう  
になってきている。以前は電力などのハード  
インフラへの懸念が頻りに聞かれたが、現在

は、税、保険、会計などのソフトインフラへ  
の懸念が目立つようになってきている。ぜひ、  
国際基準に基づき経済開発を進めてもらえ  
るよう、我々の懸念を理解して頂きたい。

**ウィン・シェイン財務大臣** その質問につい  
て、今は明確に回答することはできないので、  
書面にして質問事項を送っていただければ、  
書面にて回答する、また、我々は法に従い、  
外国投資を受入れ、経済開発を進めていく。  
すでに定められた法律を変更することはでき  
ないことは、ご理解いただきたい。 ■

#### 【会見抄録2】

**ウィン・ミン商業大臣**

日時：2015年4月2日

場所：ネピドー

ミャンマー側同席：Dr.プウィン・サン副大  
臣、フラ・モー・ウー貿易局長、トー・アウ  
ン・ミン貿易促進局長、ヤン・ナイン・トゥ  
ン商業・消費者問題局次長、ウー・ハン大臣  
室長

**仙谷理事長代行** ミャンマーにて、日本の協  
力の下、企業会計、商業、特に複式簿記を教  
える専門学校を開設いただきたい。本年のティ  
ラワSEZの開業、今月の3邦銀の支店開設にと  
もない、日本企業のミャンマー進出が拡大し  
ている中で、日本企業とミャンマー企業によ  
るジョイント・ベンチャー（JV）が増加して  
いる。日本の大企業にとって、JVをするか否  
かの判断の大きな要素となるのが、相手企業  
の財務諸表である。それには損益計算書

（PL）、貸借対照表（BS）が含まれる。当地  
に進出している日本の会計事務所および法律  
事務所は、ミャンマー企業の財務諸表の不備  
を指摘している。JICAの協力によりヤンゴン  
のUMFCCI内に設立されているミャンマー日  
本人材開発センターを利用し、日本、ミャン  
マー双方の商工会議所連盟が連携し、企業会  
計講座を開設してはいかがか。企業会計ので

きる人材を多くつくることは、ミャンマーの産業発展の礎となる。

**ウィン・ミン商業大臣** 経済発展のための会計の重要性を我々としても認識している。UMFCCIは数年前、3段階のレベルを設定し、会計講座を実施した。また、現在、貿易研修学校（Trade Training Institute）における商業研修を、月、水、金の週3日実施している。もし貴国より簿記・会計の研修を実施して頂けるのであれば、残りの火、木の2日間を埋める形で実施していただければ幸い。 ■

### 【会見抄録3】

#### テイン・テイン・テー保健副大臣

日時：2015年4月2日

場所：ネピドー

ミャンマー側同席：マウン・マウン・タン・タイ国際保健課副課長

**仙谷理事長代行** 日本はミャンマーに対し、保健・医療分野における協力を進めている。現在、日本の6大学（新潟、金沢、千葉、岡山、長崎、熊本）の医学部の臨床部門がミャンマーにおいて治療活動を実施し、またミャンマーの医学生および若手医師に対する研修を実施している。また、岡田茂・岡山大学医学部名誉教授は、医療支援のためのNPO法人を設立し、これまでにミャンマー国内に19カ所にて助産所を開設した。私は岡田名誉教授とも意見交換を行っており、その中で、ミャンマーの医療の向上のためには、医師の技能向上が必要であるが、それ以上に看護師及び技師の質・量の拡充が必要であるとの認識で一致した。看護師及び技師の質・量の不足が、ミャンマーの多くの国民の医療水準の向上を妨げている原因であると考える。看護師、技師等の分野を含む co-medical の養成が極めて重要。

そこで、まず、ミャンマーの看護大学および看護専門学校に日本のカリキュラム、教育用医療機器、薬品を導入してみたいかがか。

また、現在、看護大学や看護専門学校卒業者の就職口が不足していると聞いていることから、新人看護師と技師を技能実習生として日本に派遣するのはいかがか。または、ミャンマーと日本の大学間で留学協定を締結し、ミャンマーの新人看護師と技師が日本で働きながら勉強するシステムを導入するのはいかがか。これらは、ミャンマーの医療人材育成につながるものとする。

本件は、約2ヶ月前にエー・ミン労働大臣に相談したところ、保健省とまず協議してほしいとの返答を受けている。本年、看護大学の所管が教育省に移管されるとの噂を聞いているが、真偽のほどはどうだろうか。

昨年、タン・アウン保健大臣と面会した際、日本の6大学の医学部の教師がミャンマーにて、医師、看護師等に対する医療研修を実施できるよう、日本からの医療機器と薬剤の持ち込みの許可を要請した。本件は貴副大臣から担当局長を御紹介いただいた上で、具体的な交渉を開始したい。

また、外国企業がミャンマーにおいて医薬品を製造・販売する場合は、ミャンマー企業とのジョイント・ベンチャー（JV）が必要となるのか、もしくは保健省の許可で、外国企業単独で事業展開が可能なのか。可能であれば、こういった部局と協議すれば良いのか。

たとえば今、日本のトップ5に入る大手製薬会社である、大塚製薬の製造する点滴薬は、点滴液を入れる容器と注射針がワンセットになっており、使用後はすべてを廃棄することとなるため衛生的であり、日本では7割のシェアを誇る。そのような日本の高品質な医薬品をぜひミャンマーの医療機関にも提供、販売できるようにしたい。

また、医療用酸素を、ボンベを含めて製造・販売・供給することも重要。日本には、同分野において信頼できる企業が存在し、ぜひ進出の許可を頂きたい。ミャンマーでは医療用酸素の質及び供給体制が整っておらず、またインフラ面の制限から、長距離を運搬することが難しいと聞いている。そのため、国

内生産のためには、国内数カ所に工場を建設する必要があると考える。

本日は、医療の専門家である貴副大臣にぜひ具体的な話を聞きたく来訪した。私はミャンマーの医療の向上と、日本の医療協力による問題の解決に努めていきたい。

**テイン・テイン・テー保健副大臣** 医療水準の向上のためにはco-medicalの拡充が重要との貴理事長代行の意見に賛同する。レントゲンなどの検査技師、看護師、助産師の養成が極めて重要である。ただ、看護大学と看護専門学校卒業生の就職口が不足していたのは、3、4年前の話である。現在は、政府の保健分野への予算配分が大幅に拡大されたため、国立医療機関において定員を埋めるだけの新しい看護師を採用することができている。また、医療機関そのものが拡大されているため、定員も増加している。

ミャンマーでは、今後すべての大学が教育省の管轄に移管されることとなるが、5年間の移行期間が設定されている。本年度、すでに予算上は教育省の傘下に入れられたが、実質的にはゆっくりと移行していくこととなる。

日本の六大学との協力により、医療研修が実施されることは喜ばしい。そのための、日本からの医療機器と医薬品の輸入に協力していく。

ミャンマーでは、かつては保健省の傘下に製薬部門があったが、現在は工業省に移管されている。保健省は工業省から医薬品を購入しているが、量・質共に不十分である。現政権に移行してからは、保健省の予算が拡充されたため、現在は国内企業から入札を通して一部海外からの医薬品を調達している。保健省は国内での製薬事業に関心を持っており、肝炎の予防薬などに関して国内外の製薬企業と協議を行っているところだ。外国企業による医薬品の生産・販売のためには、外国投資委員会の許可が必要となる。ご存じの通り、政府は外国投資を奨励している。外国投資委員会の許可があれば、外国企業単独でも、国

内企業とのJVでも製薬事業の展開は可能である。

医薬品の調達は、必ずしも入札を経る必要はなく、保健省食品・医薬品管理局（FDA）に登録された医薬品である限りは、政府として購入することは可能である。まず、登録手続きのため、FDA局長と面会できるようにアレンジする。医療用酸素は医薬品とは異なるが、とりあえずはFDA（保健省保健局食品・衣料品管理部）に話してみたい。

**仙谷理事長代行** 医薬品調達のための入札参加条件はどうか。また、外国企業であれば、ミャンマー国内に支店を設置していることが条件となるのか。また、医薬品の製造の流れ、分子構造等の詳細情報を提示する必要があるか。

**テイン・テイン・テー保健副大臣** 現時点ではまだ、外国企業から直接医薬品を調達したことはなく、国内の販売代理店を通じてのみ外国製医薬品を調達している。しかし、それだけでは満足できる医薬品調達ができていないため、今後は直接調達をぜひ実現していきたい。既に、一部の外国製薬企業のコンサルタント等が保健省に説明にきている。外国の製薬企業からの医薬品調達については、我が国は経験を有していないことから、貴国の経験を共有していただければ幸い。

**仙谷理事長代行** ミャンマーには大学病院、国立病院、軍病院、民間病院が存在すると思うが、保健省はそれらのために一括して医療品の調達を実施しているのか。

**テイン・テイン・テー保健副大臣** 大学病院はヤンゴンとマンダレーのふたつである。国立病院は全国に広範に存在している。かつて、保健省はすべての国立病院に医薬品を供給していたが、現在はヤンゴン、マンダレー、ネーピードーの総合病院は一部の種類の医薬品を自己調達するようになってきている。ただし、大型の医療機器については、すべて保健

省が調達している。一方、軍病院及び民間病院は医薬品、医療機器ともに自力で調達している。

今、我々が懸念しているのは、近年導入した最新の医療機器があるタイミングで一気に故障し、その際にそれを修理する技師がいないことである。医療技師の研修をぜひお願いしたい。

また、医薬品の輸入に際するFDAへの登録については、ミン・ハンFDA局長兼医療局長と具体的に協議いただきたい。

**仙谷理事長代行** 看護大学の一学年あたりの卒業生数はどのくらいか。

**テイン・テイン・テー保健副大臣** 看護大学はヤンゴンとマンダレーの2校であり、看護・助産専門学校が全国に26校ある。看護大学からは毎年400人を輩出している。また、専門学校からは1校あたり毎年40～80名程度を輩出している。また、看護大学は4年制、専門学校のうち看護師課程は3年、助産師課程は2年制となっている。

**仙谷理事長代行** 昨年10月にエーヤワディ地域を訪問した際に、現地の看護専門学校を視察した。その際、卒業しても就職口がない、看護師として採用されても10万チャット程度の月給しかもらえないとの声を聞いたが。

**テイン・テイン・テー保健副大臣** それは4、5年前にあった状況であると認識している。2014年度の全国の看護学校の卒業生は卒業証書を授与されると同時に、保健省により看護師として採用され、配属先が言い渡されていた。現政権に移行してから、病院の拡大が容易に行えるようになっており、定員そのものが拡大している。我々にとっての課題は、看護師の就職口の不足ではなく、むしろ看護師の不足である。大統領の指示により、他分野ではまだ定員の3分の2まで採用することしか許されていないが、教育及び保健分野では

定員いっぱいまで採用することが許されている。

**仙谷理事長代行** 看護師を日本に派遣することは困難か？

**テイン・テイン・テー保健副大臣** 看護師は少人数を派遣し、看護師を指導する教官を日本に多く派遣し、ミャンマーでより質の高い看護教育を実施することが望ましい。 ■

#### 【会見抄録4】

#### エー・ミン労働・雇用・社会福祉大臣

日時：2015年4月2日

場所：ネピドー

ミャンマー側同席：ティン・アウン副大臣、ミョー・アウン労働局長、マウン・マウン・チョウ大臣室長（局次長）、キン・ヌエ・ウー労働局課長、ミン・フライン・ミャンマー海外労働者協会（MOEAF）会長

**仙谷理事長代行** 少数民族武装組織との停戦合意がほぼ得られたとの知らせを聞き、うれしく思う。ミャンマーの発展のためには、人材育成、労働者の質の向上及び技能労働者の養成が不可欠。貴大臣のリーダーシップにより、3月25日、ミャンマー労働省より、ミャンマーから日本への技能実習生の派遣において、日本側受入れ企業の求人票の審査作業を、日本ミャンマー協会に委託する許可を頂くことができ、感謝申し上げます。

従来のような不正ができるシステムはあってはならない。技能実習生制度をより適切に運用していかなければならず、日本側にも課題があると認識している。

先般、日本の国土交通省の担当者がミャンマーを訪問し、建設省関係者と中央職業訓練所に対する支援について協議したと聞いている。しかし、国交省担当者は、ミャンマー建設省との協議はあまり実のあるものとはならなかったと感じているようである。ミャンマー側は独自にカリキュラムを作成し、また64種

類、24段階の資格を作成して提示されたようだが、カリキュラムの作成方法についても、双方の間で協力してもらいたい。職業訓練については労働省がよく理解していることから、ぜひ労働省としても協力してほしい。

技能実習生の派遣につき、ミャンマー労働省と日本の厚労省との間で、政府間協定を結ぶ件につき、日本側での作業が進んでおらず、お詫び申し上げます。来週以降、関係者に促していくつもりであるので、進捗状況を今後貴大臣にも報告していく。

貴大臣には、日本における職業訓練の実態を一度見ていただくため、ぜひ早期に訪日いただけるようお願いしたい。

技能実習生の派遣に際する求人票の審査作業を、日本ミャンマー協会に委託いただければ、より効率的かつ迅速に作業を進めることができるようになり、審査の適正化が図れるものとする。日本ミャンマー協会としては利益を出すつもりはないが、作業を適切に実施していくため、人員の雇用、家賃、物品など一定の諸費用が必要であり、そのために手数料を徴収する必要がある。詳細についてはミン・フライン・ミャンマーMOEAF（海外労働者協会）会長と協議中であるが、求人票1枚につき3000円ではなく、たとえば受入企業一社当たり3000円程度の手数料を徴収する必要があるかもしれない。いずれにせよ数千円程度という金額は日本企業にとってはそれほど高い金額ではない点、ご留意願いたい。

**エー・ミン労働・雇用・社会福祉大臣** ミャンマーから日本への労働者の派遣について、日本ミャンマー協会に求人票の審査作業を引き受けていただける点、感謝申し上げたい。わたしとしても日本の職業訓練の現場をぜひ視察したい。また、労働者派遣に関する日緬の政府間協定の早期の締結を引き続き希望している。

求人票の審査作業については、作業を日本ミャンマー協会に委託し、その後、在京ミャンマー大使館が承認する形となる。求人票の

原本は日本ミャンマー協会から在京ミャンマー大使館経由でミャンマー外務省へ送付され、それと同時に写しが日本ミャンマー協会からMOEAF経由でミャンマー労働省に直接送付されることとなる。我々は日本ミャンマー協会を信頼しているので、トラブルが起きることがないように、しっかりと取り組んでいただきたい。

また、日本ミャンマー協会が求人票の審査をするのに必要な経費は日本側受入企業から徴収していただきたい。決して技能実習生から徴収することがないようにお願いしたい。求人票の迅速かつ適切な審査は重要であるが、日本ミャンマー協会として、同作業をいつ開始できる見込みか。

**仙谷理事長代行** 作業開始は5月の連休明けと見込んでいる。費用徴収の件については承知した。送り出し前研修は、ミン・フラインMOEAF会長の派遣機関において4月下旬にも開始可能である。日本到着後は、受入れ機関が初めの1ヶ月間、日本語、日本の生活習慣などの教育を行うことが法律で義務づけられており、各受入れ機関が受入れ企業と協力し、実施していくこととなる。

**ミン・フラインMOEAF会長** 初めの1ヶ月の教育期間は5万円が支給され、その後は12万円の月給が支給されることになる。

**エー・ミン大臣** 聞くところによると、現状では日本へ派遣される技能実習の中には、派遣前に約3000米ドルの負担を強いられており、その半額の約1500米ドルが日本の受け入れ機関に支払われているとのことだが、事実関係はどうか。

**仙谷理事長代行** そのような悪しき習慣は撲滅しなければならない。私は、貴大臣の指摘するような詳細な事例は聞いたことがないが、日本の受け入れ機関の中には相当酷いものもあり、たとえば技能実習生自身に対して支払われる給料の中から、企業や関係機関が様々

な形で天引きしている例もあると聞いている。

**エー・ミン大臣** また、派遣後、元々説明されていたものと異なる仕事をさせられるなどのトラブル発生した場合にも、日本ミャンマー協会として解決に取り組んで頂きたい。

**仙谷理事長代行** 派遣後のトラブル対応のため、MOEAFが日本事務所を開設し、対応していく。日本ミャンマー協会は場所を用意するほか、MOEAFの負担によりミャンマー人の相談員を常駐させ、技能実習生の苦情、悩みを聞く。その苦情、悩みの原因が真に日本側受入企業側にあれば、日本の行政当局とも協力して解決していく。

**エー・ミン大臣** 承知した。ぜひ24時間対応のコール・センターを設置し、ミャンマー、日本双方の事情を熟知した相談員を配置してほしい。

また、派遣前教育についてミン・フライン MOEAF会長の送り出し機関は建設分野に特化した教育を実施しているものと理解しているが、ほかの分野で働く技能実習生に対する教育はどのように行うのか。たとえば、韓国政府は韓国語、韓国の生活習慣を教育する施設を当地に独自に設置している。

**仙谷理事長代行** 日本政府はそこまで費用負担することができず、派遣前教育のためのセンターの設立を検討するには至っていない。しかし、派遣前教育では、将来的には、融資審査能力を持った銀行員などの商業人材、看護・介護人材、一般的な工員の育成、日本で働くための不自由ないレベルの日本語、生活習慣、労働慣習と法律を学んでおく必要があり、そのために受け入れ機関、受入れ企業、政府、JICAなどが協力してその場所を作る必要があると考える。

たとえば、インドネシアは海外労働者派遣に特化した政府機関が存在し、同機関は、帰国後の就職斡旋まで行っている。ミャンマー

での送り出し体制を作るため、今後、日本、ミャンマー両国の政府、民間の間で協議、検討していかなければならない。

現在の課題の一つは、日本、ミャンマーの双方で、複数の省が関係しており、たとえば日本の農水省とミャンマーの農業灌漑省、日本の厚労省とミャンマーの労働省、日本の国交省と建設省というように、各省間では協議をしているが、政府対政府という形になっていないことである。

**エー・ミン大臣** その通りだ。私の訪日については、5月で検討したい。日本の厚労省からご招待いただき、できれば具体的な日程案も添えて、大使館、外務省経由で招待状をご送付いただければ幸い。 ■

#### 【会見抄録5】

#### 建設省幹部

日時：2015年4月2日

場所：ネピドー

ミャンマー側同席：ソー・アウン中央訓練センターGM、アウン・ミヤツ・ウー橋梁担当技師長、フラ・フラ・トゥエ道路担当監督技師

当初、**Dr.ウィン・ミン建設副大臣**との会談が予定されていたが、副大臣の会場到着が大幅に遅れたため、会談が実現せず（最後に名刺交換のみ）、同席予定であった建設省関係者との間で短時間の意見交換を行うこととなった。

**仙谷理事長代行** 先日、国土交通省の担当者がミャンマーを訪問し、国交省、JICAとミャンマー建設省の間で中央職業訓練センター支援に関する協議を行ったが、その際、ミャンマー建設省側からは、「24種類の業務資格及びカリキュラムを作成したので、日本側には機材と教官の給与の支援をお願いしたい」との発言があったと聞いている。私は、いかなる技能を教えるのかという点において、日本

側とミャンマー側とでイメージにギャップがあるように感じており、今後ともぜひ話し合いを続けてほしい。

また、日本の職業訓練センターの実態を視察しに、建設省関係者もぜひ訪日してほしい。日本には富士職業訓練センターという施設があり、そこでは建築関係だけでも、大工、左官、鉄筋など19の専門課程が提供されている。また、地方都市でも4、5課程を提供する職業訓練施設がある。また、ミャンマー側で作成した24種類の業務資格とカリキュラムをぜひ英訳し、日本側に共有してほしい。

将来的には、中央職業訓練センターにおいて、日本に派遣する前の技能実習生の訓練所として、日本語、生活習慣、労働関連法規等に加え、建築の基礎技能を教えることができればなおありがたい。

これまで中央職業訓練センターでは、建設省職員のみを対象に研修を実施してきたと承知しているが、現状はどうか。

(先方より、本年より外部受講生のみを対象とした研修課程を新たに設置している旨回答)

**仙谷理事長代行** 私は「手に職をつける」ことの重要性を強調したい。たとえ現場での単純作業であったとしても、頭で理論を理解して作業するのとそうでないのでは、効果が全く異なる。私が職業訓練すべきだと考えるのは、基本から中レベルの技能である。従来考えられてきたヤンゴンの労働者から、1、2段階近代化された建築労働者が生まれることを願っている。

何を建設するにも、人力よりも設計段階から近代機器を使用するべきである。建設技術は、下水道、住宅、オフィスビルの建設等トータルで必要となるものであり、その課程一つ一つに専門的な技能が存在する。ぜひ訪日し、日本の現場を見てほしい。みなさんのようなワーキングレベルの高い技師に見てもらえることが極めて重要である。そこから、中央職業訓練センターでの指導方法についても検討してもらいたい。

(先方より、貴理事長代行のご説明に感謝、Dr. ウィン・ミン副大臣に報告する旨返答があった) ■

コモンセンスプレス vol.012

2015年4月発行

株式会社コモン・センス

105-0004 東京都港区新橋2-16-1 ニュー新橋ビル

402-1

tel. 03-5521-1021

fax. 03-5521-0150